

## 「消費生活センター」をかたる電話にご注意ください！

平成27年11月6日  
富山県消費生活センター

### 事例

業者から投資話の電話があり、「社債を購入するためにあなたの名義を貸してほしい。不安なら消費生活センターに相談するように」と言われ、指示された電話番号に電話をしたところ、センター職員をかたる者から「信頼できる話なので指示に従った方がよい」と言われ、高額な特殊詐欺の被害につながった事案が県内で発生しました。  
トラブル未然防止のため、注意喚起します。

これは、複数の者が役回りを分担して、消費者をだまそうとする「劇場型勧誘」において、消費生活センターなど公的機関をかたり、消費者を安心させて、お金を払わせようとする手口です。

### その他の事例

- ・消費生活センター(消費者センター)のと名乗る人物から「あなたの個人情報が3ヶ所に流出している。削除したほうがよい。」という電話があった。不審だ。
- ・消費生活センターを名乗る男性から「詐欺を未然防止するために銀行通帳の残高を教えて欲しい。」という電話があった。詐欺業者ではないか。
- ・消費生活センターを名乗って「最近、トラブルがないか。抜き打ちで電話をしている」と電話があった。2日前にも同じ内容の電話があった。不審だ。

### 消費者へのアドバイス

県消費生活センターや公的機関が、相談したことのない人に対して、個人情報削除や被害の救済、被害防止などで電話や訪問をしたり、お金の支払いを要求することは絶対にありません。

また、今回の事例のように消費生活センターが特定の事業者の信頼性をお話することはありません。このような電話があった場合は、

相手の話に応じて口座番号などの個人情報を絶対に伝えず手短に切り、絶対にお金を渡したり連絡しないでください。

また、業者から消費生活センターに確認するよう電話番号を指示されても絶対にその番号にかけないでください。不安な場合は、「消費者ホットライン(局番なし)

い や や  
1 8 8」にかけ、相談してください。

困ったら、すぐに最寄りの市町村相談窓口や県消費生活センターに相談してください。

<相談窓口>

- ・消費者ホットライン (局番なし) い や や 1 8 8 最寄りの消費生活相談窓口につながります
- ・富山県消費生活センター (富山) (076)432-9233 (高岡支所) (0766)25-2777